

**認知症になっても、希望
を持って暮らせるまちづくり**

～佐世保市の認知症施策について～

佐世保市役所 長寿社会課

内 容

- はじめに
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について
- 新しい認知症観とは…
- 佐世保市の現状
- 佐世保市の認知症施策について

はじめに…

皆さんにとって、「認知症」は
どういうイメージですか??

こんなイメージがまだまだ多い？

自分には関係ない

治らないから病院に行っても仕方がない

介護が大変だ

自分になりたくない

施設に入れないと

家族にはなってほしくない

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

2024.1.1施行

目的：認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する

ポイント・・・7つの**基本理念**に基づき認知症施策を国・地方が一体となって取り組む！

1. 基本的人権
2. 正しい知識と理解の普及
3. 認知症の人にとっての障壁の除去と意見表明する機会の提供
4. 切れ目のないサービス提供
5. 認知症の人や家族等への支援
6. 認知症に関する研究等の推進
7. 各関連分野の総合的な取り組み

新しい認知症観

認知症施策推進基本計画
に目標が掲げてあります

認知症になると何もできなくなるという考えではなく、認知症になってもできること・やりたいことがあり、地域で仲間等とともに、希望をもって暮らすことができるという考え方。

◇何もできなくなる、といったこれまでの考え方を、新しい認知症観に変えることが、すべての取組の出発点です。

◇地域で暮らす全ての人と新しい認知症観をともにはぐくんでいきましょう。

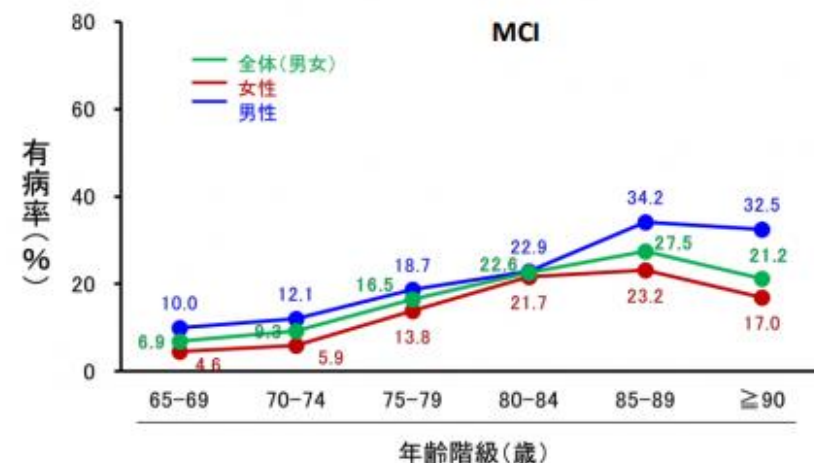
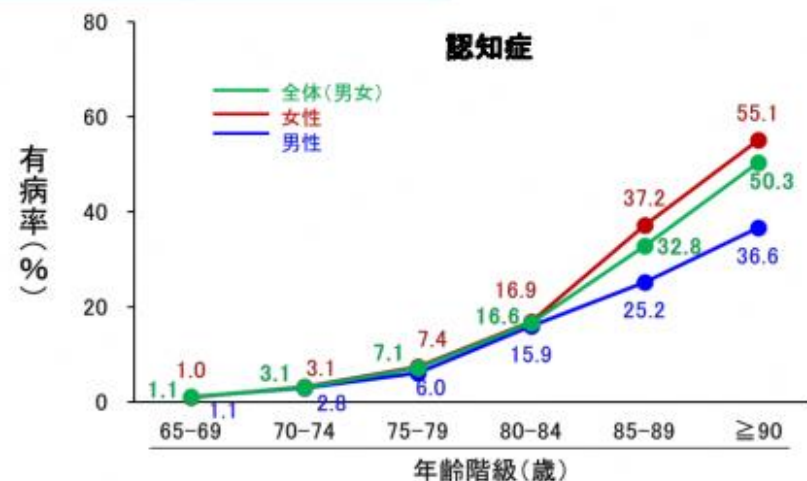
認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計

- 2022年に認知症の地域悉皆調査(調査率80%以上)を実施した4地域(福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町)において、新たに推計した、2022年の高齢者における認知症有病率(性年齢調整後)は、12.3%であり、また、高齢者におけるMCI有病率(性年齢調整後)は、15.5%であった。
- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2040年の認知症者高齢者数は584.2万人、MCI高齢者数は612.8万人と推計された。

※ 軽度認知障害(MCI):もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。

認知症とMCIの有病率の合計値は約28%(2022年時点)であり、「誰もが認知症になり得る」という認識のもと、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症バリアフリーの推進、社会参加機会の確保等、認知症基本法に掲げる理念・施策の推進に取り組んでいくことが重要。

年齢階級別の有病率(2022年時点)



高齢者数と有病率の将来推計

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人
高齢者における 認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
MCI高齢者数	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人
高齢者における MCI有病率	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%	17.4%

佐世保市の現状

- ・ 佐世保市総人口 230,226人
- ・ 65歳以上人口 77,641人
- ・ 介護保険認定者数 15,051人
- ・ 認知症高齢者数 9,655人

高齢化率
33.2%

介護認定者に対する比率
63.6%

(※佐世保市総人口:令和6年10月1日現在)

(※65歳以上人口・介護保険認定者数:令和6年10月1日現在)

(※認知症高齢者:令和6年10月1日現在)

介護保険認定者の約6割が認知症

佐世保市の認知症施策について

認知症に関する施策の歴史

- 2004年 「痴呆症」から「認知症」へ
- 2005年 「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想
- 2012年 オレンジプラン
- 2013年 新オレンジプラン
- 2019年 認知症施策推進大綱
- 2024年 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
認知症施策推進基本計画（R6.12.3）

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

[新オレンジプラン]とは

平成24年9月に公表された「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」（平成25年度～29年度までの計画）をより認知症施策を加速させるための戦略を練り込み修正したもの。オレンジプランから引き継ぎ、改変した7つの柱で構成している。オレンジプランは厚生労働省内で策定したのに対して、新オレンジプランは関係省庁が共同して策定し、認知症の人の生活全般に及んでいることが特徴。

～7つの柱～

1. 認知症の理解を深めるための普及・啓発の促進
2. 認知症の容体に応じた適宜・適切な医療・介護等の提供
3. 若年性認知症施策の強化
4. 認知症の方の介護者への支援
5. 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及促進。
6. 認知症の方やその家族の視点の重視
7. 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

認知症施策推進大綱

令和元年閣議決定

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・ 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - ・ 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- ・ 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・ 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・ 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らしていると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

佐世保市における認知症施策事業一覧（直接、市民が対象となるもの）										
予算	事業名	事業概要	国の政策名※	対象者レベル						認知症施策推進基本計画
				生活ができる	認知症疑い	認知症を有するが一人で生活できる	見守りがあれば生活できる	手助け・介護があれば生活できる	ほぼすべての行為に介護が必要	
高齢者の認知症等相談事業	認知症を考える講演会	認知症にかかる講演会を隔年で実施することで、市民や関係者の知識や理解を深め、みんなで支え合う地域づくりにつなげる。	新オレンジプラン①							①
	本人ミーティング	認知症の本人が自らの言葉で語ることができ、認知症の本人の視点を施策に反映することを目的として、定期的に認知症の本人が集う場を設ける。	認知症施策推進大綱①							③
	普及啓発	市ホームページやパンフレット等の作成・配布等によって、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う。	新オレンジプラン① 認知症施策推進大綱①							①
	若年性認知症支援	認知症地域支援推進員が若年性認知症の人の相談支援を行う。	新オレンジプラン③ 認知症施策推進大綱④							⑥
	家族会との連携・支援	家族会は、認知症の家族を介護する人々の集まりで、他の人の体験を聞いたり、自分の体験を話すことで心の負担を軽減することを目的としている。行政も家族会の集まりに参加することで、認知症本人やその家族の意見を聞き、施策への反映も検討する。	新オレンジプラン④ 認知症施策推進大綱③							⑥
認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援事業	40歳以上の自宅で生活している認知症の人や認知症が疑われる人、その家族に対して、適切な医療・介護サービス等につなげられるようチーム員（専門職）が訪問し、一定期間（おおむね6か月以内）集中的に支援する。	新オレンジプラン②④							⑤
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	チームオレンジ	認知症になっても、住み慣れた地域で安心して楽しく暮らし続けられるように、本人を中心に家族や地域住民、企業、専門職、行政等が連携して、本人や家族の困りごとを継続してサポートする。 認知症サポーター養成講座およびステップアップ講座を受講したチームオレンジサポーターが支援計画に基づき、支援を行う。	認知症施策推進大綱④							②
徘徊高齢者家族支援サービス	認知症高齢者見守り支援事業	在宅で生活する認知症の人が行方不明になることを防ぐために、名前や特徴、写真などの情報を事前に登録するもの。 登録者には、「見守りのお願い」を家族や地域の関係者に配布し、「二次元コード付きシール」を申請者に渡す。	認知症施策推進大綱⑤							②
	運転免許返納	免許証を返納または取り消された高齢者で、本人、家族の同意が得られた時に警察署からの情報提供をもらい支援を行う。	認知症施策推進大綱④							②
一般介護予防事業	物忘れ相談プログラム	タブレットを用いて、本人が操作しながら検査を行う。検査には2種類あり（MSP、T-DAS）、MSPIにて再検査が必要と判断された方に対しT-DASを案内する。	認知症施策推進大綱②							⑧
	脳活教室後のフォロー	認知症地域支援推進員を中心に、脳活教室終了者の支援会議にて今後の方針を決め、医療や介護等につなぐ等の支援を行う。	認知症施策推進大綱②							⑧
	受理会議	認知症初期集中支援推進事業対象者の選定や対応困難ケースの支援会議を認知症施策事業担当者等で行い、今後の支援につなぐ。	認知症施策推進大綱③							⑩
	出前講座	社会教育課のまちづくり出前講座の一環で、認知症予防や共生社会の実現に向けて、市民への普及啓発を行う。	新オレンジプラン①							⑧

佐世保市における認知症施策事業一覧（直接、市民が対象とならないもの）

予算	事業名	事業概要	国の政策名※	認知症施策推進基本計画
高齢者の認知症等相談事業	認知症対策検討会	認知症にかかる専門職や関係者が委員となり、検討会を通して佐世保市の認知症に関する現状を認識し、課題を抽出したり、その課題解決に向けた取り組みを検討する。年2回開催。	認知症施策推進大綱③	⑩
	認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス、地域の支援機関と連携し、認知症の人やその家族をサポートしており、佐世保市では4名の推進員を配置することとしている。	新オレンジプラン②③	⑥
	認知症対応力向上研修	認知症が疑われる方や認知症の方およびそのご家族へ支援を行う関係機関職員に対し、認知症の早期発見の重要性や治療情報、認知症との向き合い方などについて研修を行うことで、認知症の進行予防、住み慣れた地域での共生について考える機会を提供し、対応力の向上を図るもの。	認知症施策推進大綱③	⑥
	認知症カフェ開拓・支援	認知症カフェとは、認知症の方やその家族、地域住民、医療や介護の専門職、認知症について関心がある人など誰もが気軽に集まり、安心して交流を持つ場。 長寿社会課では、認知症地域支援推進員が中心となりながら、認知症カフェの立ち上げ支援や市ホームページ等での周知活動を行う。	認知症施策推進大綱③	⑥
	認知症疾患医療センター連携	疾患センターと長寿社会課とで連絡会を実施したり、疾患センターからの診療情報提供書やインテークシートの管理を行う。	認知症施策推進大綱③	⑩
	認知症地域支援ネットワーク会議	疾患センターと各包括の認知症事業担当職員、長寿社会課とで事例検討や情報共有等を行う。	認知症施策推進大綱③	⑥⑩
	医療・介護連携	認知症サポート医やかかりつけ医、包括等の連携を図る。	認知症施策推進大綱③	⑩
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識をもった理解者や支援者を増やすために認知症サポーター養成講座を佐世保市福祉活動プラザへ委託し実施。 認知症の人がができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができることを目指す。	新オレンジプラン① 認知症施策推進大綱④	①
	ステップアップ講座	認知症サポーターがチームオレンジサポーターとなるために受講いただくもの。R6年度よりステップアップ講座を含めたチームオレンジの推進は佐世保市福祉活動プラザへ委託。	認知症施策推進大綱④	⑥
徘徊高齢者家族支援サービス事業	行方不明対応	行方不明高齢者が発生した場合、警察や包括等関係機関と情報共有し連携を図るとともに、ご家族の希望に応じて庁内関係課や市外行政機関へ行方不明者情報を提供する。	新オレンジプラン⑤	⑩
	エーザイ株式会社との連携	エーザイ株式会社と「認知症の人とその家族を地域で支えるまちづくり連携協定」を締結し、認知症の人とその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していく。	認知症施策推進大綱③	⑩

※国の政策名：（1）新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 ③若年性認知症施策の強化
 ④認知症の人の介護者への支援 ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
 ⑥認知症の予防法、診断法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

（2）認知症施策推進大綱

- ①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
 ⑤研究開発・産業促進・国際展開

（3）認知症施策推進基本計画

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等 ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
 ④認知症の人の22意思決定の支援及び権利利益の保護 ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 ⑥相談体制の整備等
 ⑦研究等の推進等 ⑧認知症の予防等 ⑨認知症施策の策定に必要な調査の実施 ⑩多様な主体の連携 ⑪地方公共団体に対する支援 ⑫国際協力

認知症サポーターの養成

認知症サポーターとは、認知症についての正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人です。約90分の講義を受けていただくことで誰でも認知症サポーターになることができます。

●認知症サポーター数（累計）

・全国・・・**計約160万人**

[令和7年3月末現在]

・佐世保・・・**計24,201人**

[令和7年3月末現在]

(うちキャラバン・メイト数 379人)



●佐世保市認知症支援ボランティアの会

「グループ・おれんじ」発足

●今後は認知症サポーターが認知症の人やその家族を支援する仕組み

「チームオレンジ」を作っていく→後程説明

佐世保市総人口に
占める割合
約10%

○申込み・お問い合わせ
佐世保市福祉活動プラザ
TEL 0956-23-0018

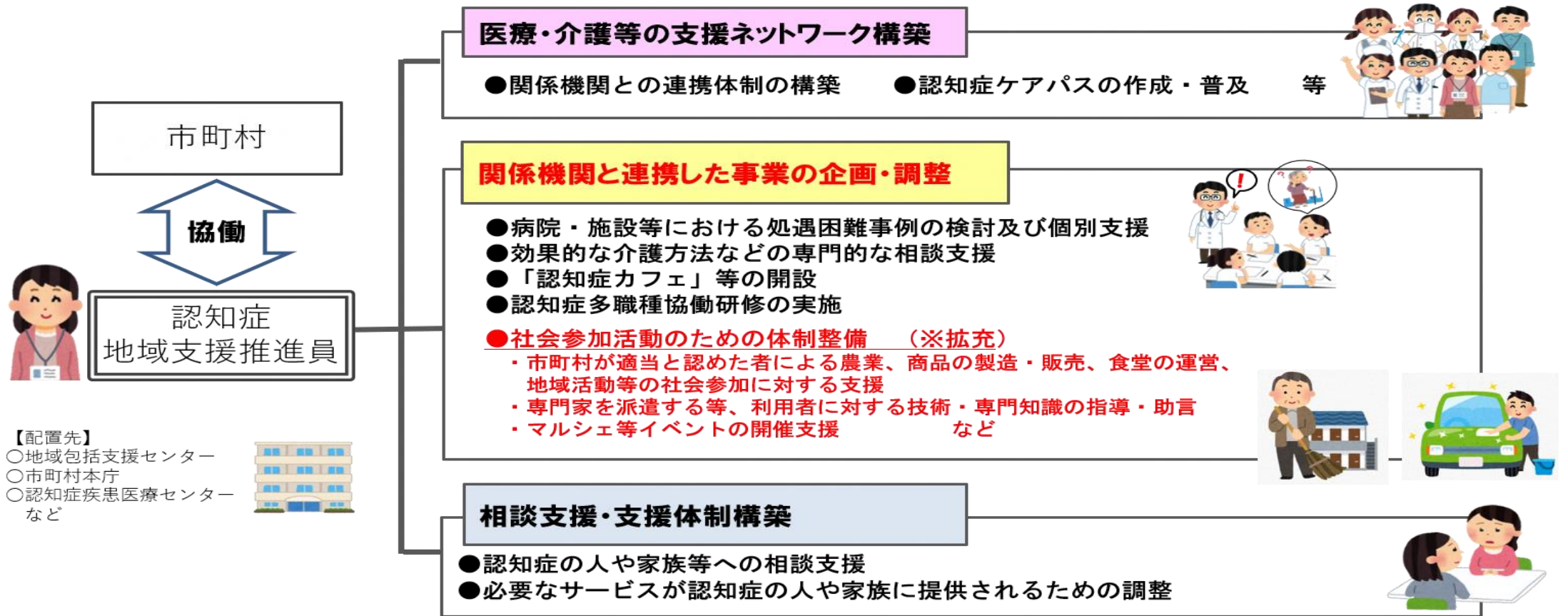
認知症地域支援推進員の配置

新オレンジプラン2つ目の柱「**認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供**」にて定められており、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携の支援や認知症の人やその家族等への相談支援を行うことを目的としています。

平成30年度よりすべての市町村において配置が義務付けられました。
本市においては、平成22年度より配置し、
令和7年度現在4名の推進員を配置しています。

認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員



認知症ケアパスの作成・普及

認知症ケアパスとは、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症の進行に合わせて受けられる相談機関や支援サービス等を表したものです。

認知症ケアパス

～佐世保市版～

認知症ケアパスとは
認知症の人とその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこでどの様な医療や介護サービスを受ければよいかわかるものです。

知っておきたい！自分でできること。家族ができること。地域ができること。



認知症等高齢者に関する相談窓口

地域包括支援センター名	電話番号	地域包括支援センター名	電話番号
早岐地域包括支援センター	26-5800	大野地域包括支援センター	59-7758
日宇地域包括支援センター	33-1700	相模地域包括支援センター	59-7003
山瀬地域包括支援センター	36-9077	西井地域包括支援センター	66-8838
中部地域包括支援センター	59-7111	宇久地域包括支援センター	0959-673460
清水地域包括支援センター	59-7770		

お問い合わせ
佐世保市中央保健福祉センター
(すこやかプラザ3F)
佐世保市役所 長寿社会課 高齢支援係
TEL 0956-24-1111 (代)

下記の二次元コードから、市のホームページの「認知症」トップページが見られます。



認知症ケアパス ～佐世保市版～

認知症ケアパスとは・・・

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこでどの様な医療や介護サービスを受ければよいかわかるものです。

知っておきたい！自分でできること。家族ができること。地域ができること。

認知症の進行に合わせて、本人・家族・周囲が認知症を理解し、上手に対応していくことが大切です。必ずしもこの通りとは限りませんが、今後の目安として参考にしてください。

生活ができる	認知症の疑い	認知症を有するが一人で生活ができる	誰かの見守りがあれば生活ができる	手助け・介護があれば生活ができる	ほとすべての行為に介護が必要
 元気で不自由なく暮らす。	- もの忘れはあるが、自立して暮らす。 - 同じことを何度も言うようになる。 - 失敗が目立つようになる。 - 以前と違うような言動がみられる。 - 人柄が変わったように感じる。	- もの忘れ症状が目立ってくる。 - 買い物で小銭の計算が億劫になり、お金の使用が増える。 - 薬を飲み忘れる。 - 物忘れを指摘されることが増え、プライドが傷つき、怒りっぽくなる。	- 時間や曜日の感覚が薄れていく。 - 買い物を一人でではできなくなる。 - 薬をなくしたり、飲むこと自体を忘れる。 - 散歩へ行き、戻ってこない。 - 一人ではトイレや入浴がうまくできない。	- 時間や曜日がわからなくなり、季節に合った服を選べない。 - 会話についていけないことがある。 - 一人で外出し、あてもなく歩き続ける。 - トイレがうまくできない。 - 入浴したらない。	- 言葉での意思疎通が難しくなるため、欲求や不満を適切に伝えられなくなる。 - 五感や情緒は豊かに残っている。 - 飲み込みが悪くなったり、食事の介助が必要になる。
1. 自分でできること - 認知症について日頃から関心をもとう。 - 規則正しい生活を心掛け、ウォーキングなどの軽い運動も取り入れる。 - 生活習慣病を予防するために健診をうけ、かかりつけ医を持つ。 - 日頃からあなたの思いを日記や家計簿に綴ったり、家族や地域の方と話し合おう。	- 計画を立てて行動することで脳を鍛えよう。(献立や買い物など) - 人とのつながりを大切に、軽い運動や脳トレ、趣味活動などに挑戦しよう。 「何かおかしい」と感じたら、かかりつけ医に相談をしよう。 - 同業者が一度でも危ないと思ったら、運転をやめよう。	- メモやカレンダーを活用し、記憶を補う工夫をしよう。 - 困りごとが少なくても、早い時期から介護保険を申請し、専門医へ受診しよう。 - おしゃべりは頭と心により刺激になるので、デイサービス等を脳を活性化させよう。 - 車の運転は絶対やめよう。	- デイサービスなど介護保険サービスを利用しよう。 - 認知症の進行をゆるやかにするために、家族や周囲の人との交流を続けよう。	家族や周囲の人の手助けを受け、その時々を大切に過ごそう。	周りの人が、いつもあなたのことを気にかけていると感じながら過ごそう。
2. 家族ができること - 認知症に関する正しい知識を身につけておこう。 - 本人の思いを聞いておこう。 - 時には本人のかかりつけ医と話し合う機会を持っておこう。 - 日頃から地域や近所との交流に努めよう。 - 家族で将来について話し合おう。	「何かおかしい」と感じたら、本人が変化した点などをメモにして、かかりつけ医や地域包括支援センター、長寿社会課へ相談しよう。 - 早めの受診と治療で、少しでも進行を遅らせよう。まずは家族の理解が大切。	- 不安になっている本人のために、家族間で介護について話し合い、前向きに過ごせるよう、声かけの仕方や対応を学ぼう。 - 洋服や靴などに氏名と連絡先を記入しておこう。 - 日頃から地域や近所の人に本人の様子を打ち明けておくことよい。	- 混乱や不安が強くなっているため、先のことを伝えすぎないようにし、できなくなったことにさりげなく手を貸そう。 - 洋服や靴などに氏名と連絡先を記入しておこう。 - 受診していない場合は、専門医へ受診し治療を受けよう。	- 介護保険サービスを活用して休養をとり、ゆとりを持った生活を心がけよう。 - 今の思いを語るができる相手や機会を活用し、自分の思いを整理しよう。 - 本人が行方不明になった時のために本人の写真を手元に保管しておこう。	- 介護保険サービスを上手に活用しよう。 - 笑顔で対応して心地よい環境作りを心がけよう。 - 介護で腰を痛めないよう、介護のコツなど情報収集し、取り入れよう。 - 合併症(肺炎など)を起こしやすいことを理解しておこう。
3. 地域ができること - 認知症の人を理解して、支援するための必要な知識を身につけよう(認知症サポーター養成講座の参加など) - 日頃から近所の方と挨拶をしよう。	- いつもと違うと感じたら、声をかけてみよう。 「何かおかしいな」と感じたら、家族や地域包括支援センターへ相談をしてみよう。	- 本人はまだできることが多いので、手を貸し過ぎず、温かい気持ちで見守ろう。 - 家族の悩みをじっくり聞いてあげよう。	- 家族が疲れていないか、顔色などから配慮して声をかけよう。 - 不安そうな方を見かけたら、思い切って声をかけよう。関係機関(警察・地域包括支援センター)に連絡しよう。	- 本人や家族の姿を見かけなくなってきたら、家族のもとへ出向き、話を聞いてあげよう。 - 服薬や荷物などが季節に合わない方を見かけたら、優しく声をかけよう。	- 長時間の介護が続く家族へ回っていることはないか、声をかけよう。 - 家族が自分の時間を持てるよう、協力しよう。

認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「**認知症初期集中支援チーム**」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。

■認知症初期集中支援チームとは

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の**初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）**に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

■複数の専門職…

認知症サポート医と認知症関連の専門職（保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）

[対象者]

本市在住40歳以上の在宅で生活する、認知症もしくは認知症が疑われる方で、適切な医療や介護サービスに繋がっておらず、必要チェックリストに該当しているケースで、長寿社会課の他の事業で対応しても困難なケースであると市が認めた方としています。

現在、本市に認知症初期集中支援チームの設置は一つ。
平成29年4月より長寿社会課へ設置しています。

佐世保市認知症高齢者見守り支援事業

在宅で生活されている認知症の方で、「外出先で道に迷うことがある」「警察に保護された」等、行方不明になる恐れのある方について、名前や特徴、写真等の情報をあらかじめ登録し、お住いの地域で登録者を見守り、認知症高齢者の安全と家族等への支援を図るものです。

登録された場合は、佐世保市内の9つの地域包括支援センター、4つの警察署に加え、お住いの地区を担当する民生委員ならびに担当ケアマネジャーに「見守り願い(写真付き情報提供書)」を配布し、見守りの体制を構築します。

様式第2号 (第6条関係)		見守りのお願い		29-1
地域のみなさまの温かい見守りをお願いします。				
				
ふりがな 氏 名	させぼ はなこ 佐世保 花子 様		性別	年齢
			女	80 歳
住 所	佐世保市 高砂町			
特 徴	身長	155 cm	体重	50 kg
	体型	普通	髪型	白髪パーマ・後方でひとつ結び
お願い (よく行く場所や本人の様子)				
平成29年1月上旬、18時頃、自宅付近で迷子になり警察に保護されています。外出時はこげ茶色の靴を履いてお出かけです。よくお出かけの場所は佐世保駅付近です。最近は通所サービス利用日以外の日も京町付近の通所事業所へ一人で歩いてみえることがあります。				
声掛けのポイント				
「佐世保さん」と優しく声をかけて下さい。ご近所からは「花ちゃん」の愛称で呼ばれています。名前、住所は言えます。電話番号は言えません。				
本人が困っているような時は、下記までご連絡ください。				
【連絡先】				
佐世保市 □□ 地域包括支援センター				
電話 0956-〇〇-△△△△				
佐世保市 長寿社会課				
電話 0956-24-1111 (内線5328)				
作成日 平成 29 年 2 月 13 日				

徘徊高齢者家族支援サービス

①認知症高齢者見守りシール

認知症で行方不明になる可能性のある高齢の衣服等につけるシールをご希望の方に無料で配布します

②位置探索システム専用端末機（GPS）

小型の位置探索システム専用端末機をご家族が認知症の高齢者の方に持たせることで、居場所がわかるシステムです
〈対象〉おおむね65歳以上の方で認知症により行方不明になる可能性がある高齢者を在宅で介護している家族

認知症高齢者見守りシール

佐世保市認知症高齢者見守り支援登録をした方に、見守りシールを無料で配布しています。

見守りシール



QRコードを読み取ると、関係機関（警察署・地域包括支援センター・長寿社会課）の連絡先が表示されます。

ヘルプマーク



裏面のテープを剥がして直接靴側面（外側）など平らな部分へ貼付してください。

シールタイプとアイロン圧着タイプがあります。

衣服や持ち物へアイロンで熱圧着することで貼り付けることができます（アイロンで貼付したあと縫い付けると剥がれにくいです）。

杖やバッグ、靴など、QRコード部分が平らになるように張ってください。

《 ご案内 》



おおむね65歳以上の方で認知症により行方不明になる可能性がある高齢者を在宅で介護しているご家族が申請できるサービスとして、位置探索システム専用端末機（GPS）の利用があります。ご家族が認知症の高齢者に持たせることで、万が一、行方不明になった場合に居場所を探索するシステムです。（※利用料が発生します。）

詳細については、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、長寿社会課までお問い合わせください。

佐世保市長寿社会課高齢支援係 24-1111（内5326・5327）

認知症の早期発見・早期対応事業

アルツハイマー型認知症の
スクリーニング検査

令和2年度から
「物忘れ相談プログラム」を開始しました

目 的：認知症の方の早期発見・医療機関へのつなぎ・認知症予防に努める

実施方法：長寿社会課にて、地域のサロン（通いの場）に出向き実施、イベントへの参加

物忘れ相談プログラム

タブレットで簡単な質問に
答えていきます
時間は5～10分ほど



もの忘れ相談プログラム

相談日 平成26年07月24日

ID番号	0000000001	氏名	コウデン タロウ		
施設番号	0000000001	生年月日	昭和24年01月01日(65才)	性別	男

得点結果表

項目	言葉の即時再認	日時の見当識	言葉の遅延再認	図形認識1	図形認識2	合計
評点	3	4	6	1	1	15
得点	3	4	6	1	1	15



アドバイス

現時点では物忘れは心配ありません。

得点結果表の解説

- 言葉の即時再認** 今聞いたことを覚えているかを尋ねる問題。
- 日時の見当識** 年、月、日、曜日などの時日が分かっているかを尋ねる問題。アルツハイマー型認知症では、日時の見当識がよく障害される。
- 言葉の遅延再認** さっき聞いたことを覚えているかを尋ねる問題。アルツハイマー型認知症などの認知症では、この言葉の遅延再認がしばしば障害される。
- 図形認識1** 立方体を用いて、視空間認知機能を診る問題。後頭葉の障害を反映しており、アルツハイマー型認知症の発症に役立つ検査。
- 図形認識2** 三角柱を用いており、立方体よりもむずかしい視空間認知機能を診る問題。

合計得点 13点以上については、現時点では物忘れは心配ありません。
12点以下については、物忘れが始まっている可能性が疑われます。

定期的に「もの忘れ相談プログラム」と対話しましょう

アルツハイマー型認知症は、いつはじまったのかわからず、症状が徐々に進行していきます。その為には定期的にこの「もの忘れ相談プログラム」と対話しながらテストをうけましょう。いまでは、治療薬の研究も進歩しています。大切なことは、「早めに気付いて医師に相談する事」が何より大切です。

監修 京都大学医学部教授 滝上克典

脳活教室

目的

高齢者が認知症の予防に努め、認知症になることを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにする

内容

認知症予防に効果のあるプログラム

- ①運動プログラム（有酸素運動、筋力運動）
- ②座学プログラム（認知症や予防方法）
- ③知的活動プログラム（認知機能を刺激するお手玉やゲームなど）

認知症バリアフリーの推進 地域支援体制の強化

令和3年度から

「チームオレンジ」の構築に向け取り組んでいます

「**チームオレンジ**」とは、認知症サポーターがステップアップ講座を受講し、地域において、認知症の人や家族への支援を行う仕組みのこと

チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI／目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の方の社会参加）
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

佐世保市で考えるチームオレンジ

認知症の方本人が
主役!

チームオレンジでやりたいこと

- ①気づきからつながる見守り・声掛け
- ②外出・社会参加といった地域等とのつながりへの支援
- ③認知症本人のいきがい支援



チームオレンジに期待できること

- ①認知症当事者が、チームの一員として活動できる。
- ②ちょっとした「見守り」「声かけ」支援につながる。
- ③認知症の改善や認知症進行予防につながる。
- ④チームオレンジコーディネーターが中心となり、認知症当事者の理解の上でかかわるので、チームオレンジサポーターも安心して活動ができる。
- ⑤医療・介護の専門職、職域関係者など、多職種が関わることで、学びや刺激につながり、新しい活動や支援につながる。

チームとして活動するところが、
チームオレンジの強み！

普及啓発・本人発信支援

- ・令和3年度から「**本人ミーティング**」を開始

目的:認知症の人本人同士が主になり、自らの体験や希望・自分たちの
これからのこと・地域の在り方について一緒に話し合うこと

将来的には、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案・評価に反映したいと考えています。

さいかいの会

認知症の人同士で

～お話しませんか～

佐世保市では認知症の本人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを話し合い、佐世保を住みやすい街にしていくために、本人ミーティングに参加してくださる方を募集します。

みなさんの声を聴かせてください。是非お会いしましょう！！

・開催日時：奇数月第3木曜日13：30～15：00

・対象となる方：認知症の診断を受けた方

・お申込み：長寿社会課までお電話ください
0956-24-1111 内線5326・5327（認知症担当）

自由と明日を
みんなで語ろう

私も、皆さんも
この町の大切な主役です

当事者からのメッセージ・絵
～福田人志さん～



～参加者の声～

- ・自分が作ったチラシを、自分が利用するスーパーで見たいな！
- ・公共機関の予防ポスターを作ってみたいな！
- ・人の役に立つことがしたい！

その他、認知症に関する事業について

- ・認知症疾患医療センターとの連携
- ・認知症支援ネットワーク会議
- ・認知症対策検討会
- ・認知症カフェ支援
- ・家族会との連携
- ・運転免許返納後の支援
- ・普及・啓発活動 等



認知症カフェ

認知症カフェとは、認知症の人や家族、地域住民、医療や介護の専門職、認知症について関心がある人など誰もが気軽に集まり、安心して交流を楽しむ場です。

佐世保市内の認知症カフェ	場所	開催回数
おれんじカフェ	栄町	1回/月
西風カフェ	船越町	1回/月
陽だまりcafe	保立町	1回/月
薬局カフェinふじわら	藤原町	1回/奇数月
にじカフェ	下京町	1回/月
スマイルカフェ	江迎町	1回/月
MYカフェ	栄町	1回/月
愛みんなのカフェ	上本山	1回/偶数月
ほのぼのカフェ	横尾町	1回/月
大野包括コミュニティカフェ「灯寧庵」	瀬戸越2丁目	1回/月

認知症カフェはなぜ必要？



・地域における本人や家族の仲間づくり

認知症の方が地域へ出かける場所がとても少ないという課題がある。そのため、認知症になるとそれまでの地域とのつながりが途切れ、閉じこもりがちになる方も少なくない。一人で悩まず、ふらっと立ち寄って、同じ立場の方々と認知症のことを気軽に話し合える場として、認知症カフェが求められている。

・認知症の正しい理解を広げる

「認知症」への誤解や偏見は、まだまだ多く見受けられる中で、“認知症になったら何もできなくなる”と思われがちですが、そうでない。認知症カフェは、本人が自分の強みを活かしていきいきと輝く場の一つ。認知症カフェでご本人と直接関わることで、地域への認知症の正しい理解を広げる近道になる。

認知症の人と家族の会

1980年(昭和55年)1月20日、京都で「呆け老人をかかえる家族の会」という組織が日本に始めて誕生したのをきっかけに全国に広まりました。現在は、全国47都道府県に支部があります。認知症の人及び家族等の交流を通して、認知症の理解を深め、認知症の人とその家族への援助と福祉の向上を図ることを目的としています。

長崎県支部佐世保地区会（はなみずき会）

他の人の介護体験を聞いたり、自分の介護体験を話すことで、介護者の心の負担の軽減をはかったり、介護のヒントが見つかる場となっています。

認知症の人と家族のつどい：毎月第4または第5火曜日

[時間]：午後1時30分～午後3時30分

[場所]：させば市民活動交流プラザ

[問い合わせ先]佐世保地区会代表：松尾文子

電話090-9583-9860



介護者のこころの相談会

在宅で介護されている人が日頃の苦悩や悩みを話すことで心も体も元気でいられるように、**臨床心理士**による個別に相談（約45分程度）を無料で行なっています。**事前予約が必要です。**

日時：申し込みに応じて随時対応

場所：佐世保市中央保健福祉センター
（すこやかプラザ）3階

※場所は希望に応じて可能な範囲で対応



認知症になっても、希望を持って暮らせるまち 佐世保

